

医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。

受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される
- ✓ カードを取り出すことなくスマホで受付ができる

※ 準備の整った半数以上の施設で使えます。未対応施設では実物のマイナンバーカードをご利用ください。

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

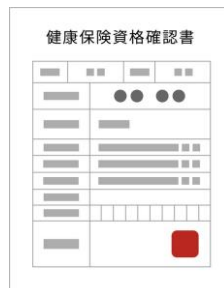
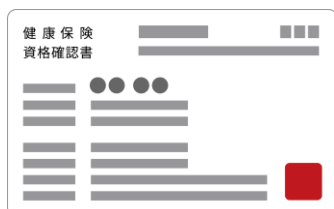
マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

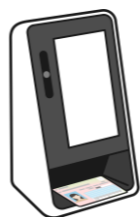
一部様式例 ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。 <はがき型イメージ>

<カード型イメージ>



- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「**資格確認書**」を申請によらずお届けします。
なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診が困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、申請いただくことで、**資格確認書**を交付します。(更新時の申請は不要)
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、**資格確認書**をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月末まで有効な**資格確認書**を交付しています。
令和8年8月以降の資格確認書の交付等に関する詳細は、ご加入の後期高齢者医療広域連合からの情報をご確認ください。

マイナ保険証をぜひご利用ください



マイナ保険証の利用登録をしていなくても、
医療機関・薬局にマイナンバーカードを
お持ちいただくと、その場で登録のうえ利用できます。
資格確認書をご利用中の方も利用できます。
ぜひ、メリットがたくさんのマイナ保険証をご利用ください！



※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも登録可能

